

子どもの生活



家庭で心がけること

1. 望ましい習慣

- 早寝、早起きをしましょう。
- あいさつをしましょう。
- 歯みがき、洗顔をしましょう。
- 朝ごはんを食べましょう。
- 毎朝排便する習慣をつけましょう。
- 服装は着やすく、活動的なものにしましょう。
- 自分でできることは自分でする気持ちを大切にしましょう。

2. 持ちものについて

- すべての持ち物にはっきり、ひらがなで（油性のマジック等消えないもので）名前を書いてください。
- 通園カバンに出席カード（連絡帳）を入れて、毎日持たせてください。
- 薬を持って登所する時は、与薬依頼書及び1回の服用量（薬に名前を書いてください。）を保育士に手渡しください。（26ページ参照）
- 着替えは保育所用として、常時おくようにしてください。
- 手拭きのタオルは毎日交換するようにしてください。



保 育 所 で の 生 活

保育所や年齢、季節によって多少かわりますが、だいたい下記のような一日の生活を送ります。

| 時間 | 7:30 | 8 | 8:30 | 9 | 9:30 | 10 | 10:30 | 11 | 11:30 | 12 | 12:30 | 13 | 13:30 | 14 | 15 | 16 | 17 | 17:30 | 18 | 18:30 |
|------------------|------|---|-------|-------|------|----------------|--------|----|------------|---------|-------|----|-------|----------------------|---------|-------|-----------|-----------|----|-------|
| 0 歳 | | | | 登所、観察 | ～ | (あそび) ～ | 授乳・離乳食 | | 午睡準備、オムツ交換 | 午睡 | ～ | ～ | オムツ交換 | 授乳・離乳食 着がえ(夏期は沐浴) | 休息 | オムツ交換 | おやつ | 帰宅準備、順次帰宅 | ～ | ～ |
| 1 ～ 2 歳 | | | 登所、観察 | ～ | ～ | 戸外または 室内あそび | ～ | ～ | 排便 | 午睡準備、排泄 | 午睡 | ～ | ～ | ～ | めざめ、着がえ | おやつ | 帰宅準備、順次帰宅 | ～ | ～ | |
| 3 歳 以上 | | | 登所、観察 | あそび | ～ | ～ | ～ | ～ | 片付け、食準備 | 片付け、休息 | 午睡準備 | 午睡 | ～ | ～ | めざめ | おやつ準備 | 帰宅準備、順次帰宅 | ～ | ～ | |

《入園式》

公立保育所、矢ノ丸保育園ともに4月3日（水）に行います。

《登所・降所》

- 毎朝9時までに登所してください。
- 送り迎えは、保護者が責任を持って行い、代理の方が来られる場合は必ず連絡をしてください。
- 登所・降所は職員に連絡・あいさつなどを済ませ、お帰りください。
- 通園路はなるべく一定にし、毎日安全な道順を送り迎えしましょう。

《保育時間》

| | | 公立保育所 | 矢ノ丸保育園 |
|-----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 平日 | 標準時間 | ○穴内・赤野・井ノ口・伊尾木 8：00～17：30 ○土居・川北 8：00～18：00 ○安芸おひさま 7：30～18：30 | 7：30～18：30 |
| | 短時間 | 8：00～16：00 | 8：00～16：00 |
| 土曜日 | 標準時間 | ○穴内・赤野・井ノ口・土居・川北・伊尾木 8：00～12：00 ○安芸おひさま 7：30～18：30 ※お弁当持参で18：30まで保育します。0歳児についての午後の保育は、1歳を過ぎ、お弁当持参になれば保育します。家庭保育のできる方は、ご協力をお願いします。 | 7：30～18：30 ※0・1歳児は給食あり、2歳児以降はお弁当持参で18：30まで保育します。家庭保育のできる方は、ご協力をお願いします。 |
| | 短時間 | ○穴内・赤野・井ノ口・土居・川北・伊尾木 8：00～12：00 ○安芸おひさま 8：00～16：00 | 8：00～16：00 |

《延長保育》

公立保育所・矢ノ丸保育園では、保護者の就労時間の都合等やむを得ない理由により、認定された保育時間（保育必要量）を超えて保育する必要があると認められた児童を対象に、延長保育を実施します。

ただし、保育料とは別に料金が必要になります。（利用には別途、延長保育利用申請書が必要です。）

公立保育所

○保育短時間認定

(安芸おひさま)

7:30 8:00

16:00

17:30 (赤野, 穴内, 井ノ口, 伊尾木)

18:00 (土居, 川北)

18:30 (安芸おひさま)

| | | |
|-------------|-----------|--------------|
| 延長料 50 円 | 認定された保育時間 | 延長料 100 円 |
|-------------|-----------|--------------|

矢ノ丸保育園

○保育短時間認定

7:30 8:00

16:00

18:30

19:30

| | | | |
|-------------|-----------|--------------|--------------|
| 延長料 50 円 | 認定された保育時間 | 延長料 100 円 | 延長料 150 円 |
|-------------|-----------|--------------|--------------|

○保育標準時間認定

7:30

18:30

19:30

| | |
|-----------|--------------|
| 認定された保育時間 | 延長料 150 円 |
|-----------|--------------|

※土曜日の開園時間は 18 時 30 分までです。18 時 30 分から 19 時 30 分の延長保育はありません。

《家庭訪問》

公立保育所では、4月3日～9日までに実施します。期間中にできなかったご家庭は4月中に時間等を調整し、通常保育の中で実施します。

矢ノ丸保育園では、4月中旬から6月頃までに、通常保育の中で実施します。

《おかまい保育・ならし保育》

公立保育所、矢ノ丸保育園ともに4月1日と4月2日がおかまい保育となります。（継続児対象）

※おかまい保育：可能な範囲でご家庭での保育をお願いします。（登所の場合は弁当持参）

ならし保育（保育所での集団生活になれていただく期間）として、新入児は入所後1週間程度は午前中までの保育となります。保護者の就労状況により、相談をお受けします。

《土曜日の保育》

土曜日も開所しますが、家庭保育のできる方は、ご協力をお願いします。

《休所日》

日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は休所します。

《給食》

0歳児・・・月齢や子どもの状態にあわせた離乳食（おやつ有）

1・2歳児・・・ごはん・おかず・おやつ

3歳以上児・・・おかず・おやつ（ごはんは家庭から持参）

◎乳幼児期は発育ざかりの時に、日々の活動もはげしく、小さな身体で多くのエネルギー源を必要とします。保育所の給食は、薄味をこころがけ、質・量・栄養を十分考え実施していきます。給食献立表は毎月お渡しします。

※公立保育所では、給食職員研修のためお弁当の日があります。弁当持参のご協力をお願いします。

《食物アレルギー》

食物アレルギーのある子どもで、検査の結果、保育所での除去食または代替食が必要と認められる方は、医療機関が証明した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に検査結果を添えて保育所へ提出してください。除去の必要がなくなったり、新たな除去が必要になるなど、症状に変化が認められたときは、その都度保育所へ連絡をお願いします。

エピペンの使用が必要な場合は、できるだけ早く保育所へご相談ください。

《午睡（お昼寝）》

保育所では、集団生活での心の緊張や身体を休めるために、通年お昼寝を行っています。

- パジャマを持ってきてください。
- 布団・タオルケット等のご家庭で準備し、シーツ・カバーには名前をはっきり記入してください。

《職員研修》

保育の充実と保育者の資質向上のため、職員研修を実施しています。公立保育所では、おかまい保育の中での研修となることもありますので、ご了承ください。

※おかまい保育：可能な範囲でご家庭での保育をお願いします。（登所の場合は弁当持参）

《健診など》

| | |
|-------------|-----|
| 医師による内科健診 | 年2回 |
| " 歯科健診 | 年2回 |
| 身体測定 | 月1回 |
| 尿検査 | 年1回 |
| 視力検査（3歳児以上） | 年1回 |

* 検査の費用は不要です。



《保健師訪問》

市保健師が随時保育所に訪問し、乳幼児の育ちを促す支援を行っています。

《フッ素洗口》

4歳児クラス以上の児童を対象に、保護者の同意を得て、フッ素洗口を行っています。

《保育所との連絡》

- (1) お子様が病気などで欠席する場合は、**9時までに必ず**お知らせください。
- (2) お子様の発熱などで、保育所から緊急に連絡することもあります。常に連絡がとれるようにしておいてください。(変更があった場合はすぐに連絡をお願いします。)



《非常災害》

- (1) 保育所では、毎月1回災害訓練を行っています。
- (2) 避難場所
風向き・状況・規模などにより避難経路が違ってきますので、各保育所の避難場所を把握しておいてください。
- (3) 台風等の際、休所の処置をとる場合があります。その場合は、市ホームページ及び「すぐーる」(矢ノ丸保育園の場合は「コミュなび」)にてお知らせしますので、ご確認ください。

《虐待通告》

保育所は、児童虐待(身体的・心理的・性的・ネグレクト)を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに、これを安芸市福祉事務所もしくは中央児童相談所に通告するよう法律により義務付けられています。両機関と共に子育てについて考えていきましょう。

《写真等》

児童の写る写真・映像等は保育所のお便りや市のホームページ・フェイスブック・広報、マスコミ等の取材・記事等に使用する可能性があります。児童の写る写真等の掲載を承諾されない場合は、保育所またはこども係まで申し出てください。

《その他》

- (1) 一日の生活・行事・持ち物などは、保育所により多少異なりますのでご了承ください。
- (2) 分からないことがありましたらご遠慮なく保育所におたずねください。

児童の健康管理

- (1) お子様の身体的な面で特に気をつけてほしいことがあれば、あらかじめ申し出てください。
(ひきつけ・脱臼・自家中毒・アレルギーなど)
- (2) 朝はお子様の様子をご覧になって、健康状態を調べてください。
- 身体の具合が悪いときは、無理な登所は避けましょう。(前夜に熱があったり、下痢をしたり、あるいはお子様の様子がいつもと違う場合は、登所時に必ずお知らせください。)
 - 保育中に症状が出た場合は保護者に連絡をしますので、帰宅もしくは病院受診などをお知らせください。
 - 安全な保育を十分心がけておりますが、もし保育中にけがをした場合
 - *小さなすり傷・切り傷は保育所で手当てをします。
 - *大きなけが・骨折・打撲など急を要する場合は、すぐ保護者に連絡するとともに職員が付き添ってかかりつけの病院、専門医に受診します。**(緊急の場合の連絡先は、常に連絡が取れるようにしておいてください。)**
- (3) 保育所での感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが快適に生活できるよう心掛けています。別表の感染症に罹患した場合は、かかりつけの医師の判断に従い療養してください。その後の回復時の登所に際しては、別表の登所の目安も参考として登所届の提出をお願いいたします。
集団生活に適応できる状態に回復してから登所するよう、ご配慮ください。
- (4) 保育所で服薬が必要な場合は、医師から処方された1回分の袋及び容器に必ず記名のうえ、与薬依頼書とともに、保育士へ手渡してください。
- (5) 保育所で座薬の使用が必要と医師が判断した場合は、医師の指示のうえ、座薬及び座薬依頼書を保育士へ手渡してください。
- (6) 保育所の管理下で児童の負傷・疾病等が発生した場合に備えて、災害共済給付制度への加入を行っています。入所決定後、加入同意書の提出をお願いします。保護者の負担金は不要です。
- ※保育所の管理下で児童の負傷・疾病等が発生した場合、医療機関を受診される際に安芸市の医療費受給者証を提示せず、一部自己負担で受診してください。その後、保育所を通じてスポーツ振興センターに申請を行い、一部自己負担分を保険給付でお支払いします。
- ※災害共済請求のため病院で医療証明をしてもらう際に、保護者の同意書が必要な場合があります。

別表 主な感染症（参考：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（R5.5改定版）」）

| 感 染 症 名 | 感染しやすい期間 | 登 所 の 目 安 |
|--------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 麻疹（はしか） | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで | 解熱後3日を経過していること |
| インフルエンザ | 症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い） | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症後5日間 | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること |
| 風しん | 発しん出現の7日前から7日後くらい | 発しんが消失していること |
| 水痘（水ぼうそう） | 発しん出現1～2日前から痂皮形成まで | すべての発しんが痂皮化していること |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺、顎下線、舌下線の膨張が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 発熱、充血等の症状が出現した数日間 | 主な症状が消失した後2日を経過していること |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157など） | | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 急性出血性結膜炎 | | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| ようれんきんかんせんしょう 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間 | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑（りんご病） | 発しん出現前の1週間 | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等） | 症状のある間と症状消失後1週間（量は減少していくが、数週間ウイルスを排出しているので注意が必要） | 嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間（便の中に1ヵ月程度ウイルスを排出しているため注意が必要） | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| たいじょうほうしん 帯状疱疹 | 水泡を形成している間 | すべての発しんが痂皮化していること |
| 突発性発しん | | 解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと |

※ 子どもの全身状態が良好であることが共通の基準となります。

苦情・相談など

保育所に対する保護者や地域住民の方からの苦情・意見・相談などを受け付ける苦情窓口を設置しています。

【担当者】

| | |
|--------|------------|
| 公立保育所 | 各保育所の主任保育士 |
| 矢ノ丸保育園 | 副園長、主任保育士 |

【苦情解決責任者】

| | |
|--------|-----------|
| 公立保育所 | 各保育所の保育所長 |
| 矢ノ丸保育園 | 園長 |

【苦情解決委員（第三者委員）】（任期 R5. 4. 1～R7. 3. 31）

| | | |
|-------|-----------|-------------------------------|
| 安養寺 仁 | （教育研究所長） | TEL 3 2 - 0 2 3 2 |
| 入野 真澄 | （家庭相談員） | TEL 3 5 - 2 9 2 0 |
| 一圓 昌佑 | （主任児童委員） | TEL 3 4 - 2 7 5 5 |
| 内川 慶子 | （民生・児童委員） | TEL 0 9 0 - 7 5 7 0 - 4 8 0 8 |

※ 公立保育所・矢ノ丸保育園とも同じ委員です。

【申立方法】

面接・電話・FAX など何でも結構です。保育所または福祉事務所こども係に直接ご連絡ください。

【除外される申立】

- * 当該苦情に関わる事実のあった日から1年以上経過したもの
- * 保育所人事に関するもの

■ 問合せ先

| | |
|-----------|-------------------|
| 福祉事務所こども係 | TEL 3 7 - 9 4 5 2 |
| | FAX 3 5 - 1 0 2 8 |
| 矢ノ丸保育園 | TEL 3 5 - 3 6 0 0 |
| | FAX 3 5 - 3 6 0 0 |

